

運営規定

株式会社 ADVANCE FREE

就労継続支援B型 アスカ

1 指定基準条例に定める記載事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業の目的及び運営の方針② 従業者の職種、員数及び職務の内容③ 営業日及び営業時間④ 利用定員⑤ 指定就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額⑥ 通常の事業の実施地域⑦ サービスの利用に当たっての留意事項⑧ 緊急時等における対応方法⑨ 非常災害対策⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項⑫ その他運営に関する重要事項 |
|--|

運営規程

就労継続支援B型事業所 アスカ 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社 ADVANCE FREE（以下「事業者」という。）が開設するアスカ（以下「事業所」という。）において実施する指定就労継続支援B型に係る事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定就労継続支援B型を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第60号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援B型を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 アスカ

（2）所在地 静岡県浜松市中央区西鴨江町254

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者1名（常勤職員）

管理者は、従業者の管理、指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）サービス管理責任者 1名（常勤職員 1名、）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評

価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援Ｂ型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援Ｂ型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援Ｂ型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援Ｂ型計画の原案を作成すること。

ウ 就労継続支援Ｂ型計画の原案を作成した後、関係機関との連携及び支援内容の整合を図るため、担当者と会議を行う。会議には利用者及び家族、相談支援専門員、関係する者が出席し原案内容の確認及び支援方針の共有を行う。会議の結果を踏まえて必要に応じ計画を修正を行い最終案を確定するものとする。

エ 就労継続支援Ｂ型計画の最終案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援Ｂ型計画を記載した書面を利用者に交付すること。

オ 就労継続支援Ｂ型計画作成後、就労継続支援Ｂ型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６ヶ月に１回以上、就労継続支援Ｂ型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援Ｂ型計画を変更すること。

カ 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

キ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

ク 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（３）職業指導員 １名（常勤職員 １名、１非常勤職員 １名）

職業指導員は、仕事に必要な知識や技術を向上サポートを行う。

（４）生活支援員 １名（常勤職員 １名、非常勤職員 １名）

生活支援員は、日常生活の健康管理指導や相談等サポートを行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、１２月２８日から１月３日までを除く。

（２）営業時間 午前９時から午後１７時までとする。

（３）サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２８日から１月３日までを除く。

（４）サービス提供時間 午前１０時から午後１５時までとする。

（利用定員）

第６条 事業所の利用定員は、２０人とする。

(指定就労継続支援B型の内容)

第7条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 身体等の介護
- (4) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- (5) 就労の機会の提供及び生産活動
- (6) 実習先企業等の紹介
- (7) 求職活動支援
- (8) 職場定着支援
- (9) 生活相談
- (10) 健康管理
- (11) 訪問支援
- (12) 送迎サービス
- (13) 施設外就労(施設管理清掃活動)
- (14) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から(14)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者)

第8条 指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 精神障がい者
- (2) 知的障がい者

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労継続支援B型を提供した際には、利用者から当該就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

- (1) 食事の提供に係る費用

昼食代については無料提供とする。

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費を1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- (2) 日用品費の実費

- (3) 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、公共交通機関

等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

ア 事業所から 10 キロメートル未満 1 回（片道）につき 20 円

イ 事業所から 10 キロメートル以上 1 回（片道）につき 40 円

（４）送迎サービスの提供に係る費用

送迎に掛かる費用は無料になります。

送迎サービスを希望される場合は、事前に申請と調整が必要です。

送迎時間の遵守にご協力ください。

（５）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条

1. 本事業所は浜松市内及びその近隣市町村に居住する者であつて、送迎サービスまたは自力通所により通所が可能な範囲を対象とする。

2 受け入れ対象地域は、浜松市旧西区・旧中区とする。

3. 上記以外の地域に居住する者については、個別に協議の上、事業所との合意の上で受け入れ可能とすることができる。

（工賃の支払）

第 11 条 利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 前項の場合における 1 月あたりの工賃の平均額は、3 千円を下回らないものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 12 条 利用者等は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（１）他の利用者や職員に危害および恐れを及ぼす行為。

（２）利用規約に反する重大な違反行為。

（３）主治医・支援者から通所困難と判断された場合。

（４）契約上の合意に反し、再三の改善要請にも応じない場合。

以上のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を中止または拒否することがあります。

（利用者負担額等に係る管理）

第 13 条 事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指

定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（緊急時等における対応）

第 14 条 指定就労継続支援 B 型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（協力医療機関）

第 15 条 事業所は利用者の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関 医療法人社団 平良内科 浜松市中央区瓜内町 804

（事故発生時の対応）

第 16 条 指定就労継続支援 B 型の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定就労継続支援 B 型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第 17 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第 18 条 事業所は、提供した指定就労継続支援 B 型に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。

3 提供した指定就労継続支援 B 型に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 11 条第 2 項の規定により長野県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、

及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は長野県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は長野県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 19 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 20 条 事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- （１）虐待防止に関する担当者の選定及び設置
- （２）成年後見制度の利用支援
- （３）苦情解決体制の整備
- （４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （５）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

（身体拘束の禁止）

第 21 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- （１）身体拘束等の適正化のための指針の整備
- （２）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- （３）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

（その他運営に関する重要事項）

第 22 条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- （１）採用時研修 採用後 3 カ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。